

日本スポーツ振興センター災害共 済掛金 Web 口座振替受付サービス について

Q&A

～保護者の皆さまへ～

令和7年 10月作成

日本スポーツ振興センター災害共済掛金 Web 口座振替受付サービスについて、
わかりにくいことや知っておいていただきたいことをまとめています。

お問い合わせ先 静岡市教育委員会事務局 教育局

児童生徒支援課 健康安全係

〒424-8701 静岡市 清水区旭町6番8号

TEL : 054-354-2518 FAX : 054-353-7521

目次

1 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	3
Q1-1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金とは何ですか？	3
Q1-2 なぜ日本スポーツ振興センター災害共済掛金を支払わないといけないのですか？	3
Q1-3 日本スポーツ振興センター災害共済掛金はいくらですか？	3
Q1-4 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入した覚えがありません。	3
Q1-5 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の詳細を知りたいです。	4
2 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支払いについて	4
Q2-1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金はいつまでに支払えばよいですか？	4
Q2-2 日本スポーツ振興センター災害共済掛金はどのように支払えばよいですか？	4
Q2-3 日本スポーツ振興センター災害共済掛金を滞納した場合はどうなりますか？	4
Q2-4 督促や催告を受けても、日本スポーツ振興センター災害共済掛金を滞納し続けた場合は どうなりますか？	4
3 Web 口座振替登録について	4
Q3-1 口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？	4
Q3-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？	4
Q3-3 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支払いは、必ず口座振替にしなければ いけませんか？	5
Q3-4 年度の途中から静岡市外の学校に転校する予定です。この場合でも、Web 口座振替依頼申込 はしなければいけませんか？	5
Q3-5 小学6年生が次年度に私立中学に進学する場合や、市外へ転校する場合、何か手続きが必要 ですか？	5
Q3-6 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？	5
Q3-7 現在学校徴収金(学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等)を 振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？	5
Q3-8 現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、 Web 口座振替登録は必要ですか？	5

Q3-9	きょうだい全員分の日本スポーツ振興センター災害共済掛金を、同じ口座から振り替えることはできますか？	6
Q3-10	口座振替登録期限を過ぎてしまった場合、どのように支払えばよいですか？	6
Q3-11	振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？	6
4	納付書払いについて	6
Q4-1	日本スポーツ振興センター災害共済掛金用の納付書はどこで使えますか？	6
Q4-2	日本スポーツ振興センター災害共済掛金は現金で学校に支払うことは可能ですか？	6
Q4-3	支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？	7
Q4-4	納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？	7
Q4-5	日本スポーツ振興センター災害共済掛金の領収書は発行してもらえますか？	7

Ⅰ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

Q1-1	日本スポーツ振興センター災害共済掛金とは何ですか？
A1-1	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは、学校管理下（授業中、休み時間、部活動、登下校など）での負傷等について、災害共済給付を行う制度です。
Q1-2	なぜ日本スポーツ振興センター災害共済掛金を支払わないといけないのですか？
A1-2	保護者の皆さまには、入学時に災害共済給付制度の加入についての同意書を記入していただいており、その同意のもとにお子様は災害共済制度に加入されているため、日本スポーツ振興センター災害共済掛金を支払う必要があります。
Q1-3	日本スポーツ振興センター災害共済掛金はいくらですか？
A1-3	児童生徒1人あたり935円で、保護者負担分の金額は460円です。 残りの475円は市が負担しています。
Q1-4	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入した覚えがありません。
A1-4	保護者の皆さまには、入学時に災害共済給付制度の加入についての同意書を記入していただいており、その同意のもとにお子様は災害共済制度に加入されており、入学の翌年度以降は、申し出がない限り、継続して加入されています。加入に同意いただけない場合は、学校に申し出てください。翌年度から未加入として対応します。

- Q1-5 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の詳細を知りたいです。
- A1-5 日本スポーツ振興センターのWEBサイトに詳細が記載されていますので、そちらをご確認ください。
- URL <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/60/Default.aspx>

2 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支払いについて

- Q2-1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金はいつまでに支払えばよいですか？
- A2-1 納期限は令和7年12月10日(水)となります。翌年度以降は、納期限が変更することがあります。変更する場合は、通知にてお知らせします。
- Q2-2 日本スポーツ振興センター災害共済掛金はどのように支払えばよいですか？
- A2-2 原則として、口座振替によるお支払い(口座振替手数料は静岡市が負担)となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、金融機関の窓口でお支払いください。
- ※Web 口座振替取扱い金融機関の詳細はA3-2をご覧ください。また、納付書払いの取扱い金融機関はA4-1をご覧ください。
- Q2-3 日本スポーツ振興センター災害共済掛金を滞納した場合はどうなりますか？
- A2-3 納期限までにお支払いが確認できない場合、督促状や催告書をご自宅あて郵送します。
- Q2-4 督促や催告を受けても、日本スポーツ振興センター災害共済掛金を滞納し続けた場合はどうなりますか？
- A2-4 督促状や催告書の送付を受けてもなお、長期間給食費を納付せず、静岡市からの連絡にも応じていただけないような場合は、裁判所を通じた法的手続きを取る場合があります。

3 Web 口座振替登録について

- Q3-1 口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？
- A3-1 口座振替登録はWebからの申込みをお願いします。児童生徒支援課ホームページ上の「日本スポーツ振興センター災害共済掛金 Web 口座振替受付サービス」に掲載された、「静岡市 Web 口座振替受付サービス」のサイトから必要事項(口座名義人情報、児童生徒情報、口座情報等)を入力してください。
- URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4573/s012520.html>

※申込みには「学校コード(各学校に割り振られた5桁の番号)」が必要です。学校コード一覧は上記児童生徒支援課ホームページ上の「日本スポーツ振興センター災害共済掛金 Web 口座振替受付サービス」に掲載しております。

Q3-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A3-2 次の表に記載の9つの金融機関が利用できます。なお、どの金融機関を指定されても、**口座振替手数料は静岡市が負担します**（保護者負担はありません）。

【取扱金融機関】			
銀行	静岡銀行、清水銀行、 スルガ銀行、静岡中央銀行、 ゆうちょ銀行	信用金庫	しずおか焼津信用金庫、 静岡信用金庫
		その他	静岡市農業協同組合、 清水農業協同組合

Q3-3 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支払いは、必ず口座振替にしなければ
いけませんか？

A3-3 原則、口座振替でお支払いください。払い忘れを防ぐためや、毎融機関の窓口でお支払い
いただく手間を省くために、口座振替をおすすめしています。

Q3-4 年度の途中から静岡市外の学校に転校する予定です。この場合でも、Web 口座振替依
頼申込はしなければいけませんか？

A3-4 5月1日時点で静岡市に在籍している場合、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の
徴収対象となりますので、登録をお願いします。

Q3-5 小学6年生が次年度に私立中学に進学する場合や、市外へ転校する場合、何か手続きが
必要ですか？

A3-5 通常の進学または転出の手続きをしていただければ、日本スポーツ振興センター災害共済
掛金関係で追加の手続きはありません。精算終了後口座登録は市で削除します。

Q3-6 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

A3-6 再振替は行いません。納付書付きの督促状をご自宅あて郵送しますので、金融機関の窓
口（ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く）でお支払いください。（A5-1 参照）

Q3-7 現在学校徴収金（学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等）を
振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？

A3-7 静岡市が指定する金融機関（A4-2参照）を利用いただければ、学校徴収金 を振り
替えている口座と同じ口座でも、違う口座でも構いません。

Q3-8 現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、Web 口座振
替登録は必要ですか？

A3-8 必要です。日本スポーツ振興センター災害共済掛金の振替先が学校から静岡市の口座
に変わるため、現在と同じ口座を使用する場合であっても、お手数ですが Web 口座振替登
録を行ってください。

Q3-9 きょうだい全員分の日本スポーツ振興センター災害共済掛金を、同じ口座から振り替えることはできますか？

A3-9 可能です。なお、お子さまごとに手続きが必要ですので、Web 口座振替登録サービスからご登録ください。また、残高不足にならないようご注意ください。

Q3-10 口座振替登録期限を過ぎてしまった場合、どのように支払えばよいですか？

A3-10 口座振替登録期限を過ぎてしまった場合、今年度分としての登録ができないため、納付書でのお支払いをお願いします。なお、来年度分としての登録は可能ですので、口座振替登録をしていただくと幸いです。

Q3-11 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

A3-11 正しい情報で再度口座申込をお願いいたします。誤った情報で入力した場合も同様です。ただし、新しい情報が反映されるまでにある程度の期間を要することから、処理が完了するまでは先に申し込んでいただいた口座の情報から引き落とし処理をかける場合があります。

4 納付書払いについて

Q4-1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金用の納付書はどこで使えますか？

A4-1 記載の金融機関の窓口へ納付書をお持ち込みいただき、お支払いください。

【日本スポーツ振興センター災害共済掛金（納付書払い）取扱金融機関】	
静岡市内	各銀行（ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く） 各信用金庫 静岡市農業協同組合・静岡県労働金庫 清水農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会
静岡市外	静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行・静岡信用金庫 しずおか焼津信用金庫、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行 三井住友銀行、名古屋銀行、あいち銀行、静岡中央銀行 島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、富士信用金庫、 東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内のみ）

※ゆうちょ銀行では、口座振替登録は行えますが納付書払いは行えません。

Q4-2 日本スポーツ振興センター災害共済掛金は現金で学校に支払うことは可能ですか？

A4-2 令和7年 11 月学校で日本スポーツ振興センター災害共済掛金のお預かりはいたしません。納付書にて金融機関の窓口（ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く）でお支払いください。納付書がない場合は、教育委員会学校児童生徒支援課（054-354-2518）までお問い合わせください。

Q4-3 支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A4-3 納期限が過ぎた納付書であっても使えます。

Q4-4 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A4-4 納付書を再発行しますので、教育委員会学校児童生徒支援課(054-354-2518)までご連絡ください。なお、再発行後に紛失していた納付書が見つかった場合は、一方を破棄する等、二重に支払うことがないようにご注意ください。

Q4-5 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の領収書は発行してもらえますか？

A4-5 口座振替により日本スポーツ振興センター災害共済掛金をお支払いいただいた場合は、領収書の発行は行っておりません。なお、通帳記帳していただければ、「スポシンカケキン」「日本スポーツ振興センター災害共済掛金」等(カタカナ表記を含む。)が記載されます。